

会議録	
会議の名称	第1回清須市避難行動要支援者名簿整備検討会議
開催日時	平成28年12月21日(水) 午後2時～3時50分
開催場所	清須市役所清洲庁舎 2階 202会議室
議題	1 開会 2 挨拶 3 委嘱状伝達 4 委員紹介 5 会長の選出 6 議事 (1) 会議の公開について (2) 避難行動要支援者名簿の掲載要件について (3) 避難行動要支援者名簿の整備方法について 7 閉会
会議資料	会議次第、配席図、委員名簿 資料1 清須市避難行動要支援者名簿整備検討会議設置要綱 資料2 附属機関等の会議公開制度の概要 資料3 避難行動要支援者名簿の概要 資料4 避難行動要支援者名簿の掲載要件設定 資料5 避難行動要支援者名簿の記載事項 参考資料1 主な避難行動要支援者の特性と配慮を要する事項
公開・非公開の別 (非公開の場合はその理由)	公開
傍聴人の数 (公開した場合)	1名
出席委員	高橋委員、渡辺(玲)委員、澁谷委員、渡邊(博)委員、伊神委員、村瀬委員、小川委員、中島委員、大西委員、近藤委員
欠席委員	富田委員
出席者(市)	林健康福祉部長、舟橋防災行政課副主幹兼防災防犯係長、木全高齢福祉課副主幹兼高齢福祉係長、舟橋健康推進課成人保健係長
事務局	福田健康福祉部次長兼課長、日比野主幹、鹿島課長補佐兼係長、杉山主事
会議録署名委員	高橋委員、渡辺(玲)委員
1 開会 ●事務局 定刻となりましたので、ただ今から、第1回清須市避難行動要支援者名簿整備検討会議を開会いたします。 私は、本日、司会を務めます健康福祉部次長兼社会福祉課長の福田でございます。社会福祉課が、清須市避難行動要支援者名簿整備検討会議の庶務を務めさせていただきます。 今後何かとお世話になりますが、よろしく願いいたします。	

開会に先立ちまして、本日の委員の出席状況につきまして、御報告いたします。

本日は、冨田委員の御欠席と中島委員が少々遅れるとの御連絡をいただいておりますが、お手元の「資料1 清須市避難行動要支援者名簿整備検討会議設置要綱」第6条の規定により、定則数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

次に傍聴についてであります。

この清須市避難行動要支援者名簿整備検討会議は、原則公開とさせていただきたいと考えております。

本来であれば、本日の議事（1）の「会議の公開について」で公開が決定された後、傍聴を許可することが本意ではありますが、傍聴の希望が既にありますので、会議の冒頭から入場していただきたいと考えております。

この点につきまして、委員の皆様方に、予め御了承いただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

「異議なし」の声

それでは、傍聴希望者の方に入場していただくまで、しばらくお待ちください。

お待たせしました。

本日は、第1回目の会議でありますので、会議を進行する会長がまだ選出されておられません。会長の選出まで、事務局の方で進行をさせていただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

2 挨拶

●事務局

それでは、次第の「2 挨拶」であります。

本来であれば、加藤市長が御挨拶を申し上げるところですが、他に公務が入っておりますので、健康福祉部長の林から、御挨拶申し上げます。

●林健康福祉部長

林健康福祉部長 挨拶

3 委嘱状伝達

●事務局

次に、次第の「3 委嘱状伝達」でございますが、こちらも本来であれば、市長が委員の皆様へ直接お渡しするところではありますが、時間の関係もございますので、机上配付にて委嘱状の伝達に代えさせていただきます。

大変恐縮ですが、よろしく願いいたします。

4 委員紹介

●事務局

続きまして、次第の「4 委員紹介」に入らせていただきます。

お手元の委員名簿に従いまして、委員の皆様を御紹介いたします。

本日は所用のため御欠席の連絡をいただいておりますが、清須市寿会連合会・会長の富田義信様でございます。

清須市身体障害者福祉協会・会長の高橋傳様でございます。

清須市手をつなぐ親の会・会長の渡辺玲子様でございます。

尾張中部精神障がい者家族会・代表の澁谷亮子様でございます。

清洲第1ブロック・市政推進委員兼自主防災本部長の渡邊博史様でございます。

外町ブロック・市政推進委員兼自主防災本部長の伊神恵一様でございます。

清須市民生委員・児童委員連絡協議会・連絡会長の村瀬正守様でございます。

清須市社会福祉協議会・会長の小川禎一様でございます。

愛知県警察西枇杷島警察署・警備課の中島崇統様でございます。

西春日井広域事務組合消防本部・指令課の大西行彦様でございます。

愛知県清須保健所・保健支援課の近藤菊久枝様でございます。

以上の皆様でございます。よろしく願いいたします。

次に事務局及びこの会議に関係する部署で、本日の出席いたしております職員を御紹介いたします。

事務局としては、本日の司会をしております健康福祉部・次長兼社会福祉課・課長の福田晃三と社会福祉課・主幹の日比野鋭治でございます。社会福祉課・課長補佐兼社会福祉係長の鹿島康浩でございます。本日はこの場にはおりませんが、社会福祉課・主任主査の清水絹代でございます。社会福祉課・主事の杉山英之でございます。

続きまして、この会議に関係する部署の職員は、総務部防災行政課・副主幹兼防災防犯係長の舟橋監司でございます。健康福祉部高齢福祉課・副主幹兼高齢福祉係長の木全信行でございます。健康福祉部健康推進課・成人保健係長の舟橋あゆみでございます。

以上でございます。

5 会長の選出

●事務局

次に、次第の「5 会長の選出」に移らせていただきます。

お手元の「資料1 清須市避難行動要支援者名簿整備検討会議設置要綱」第5条を御覧ください。

「検討会議に会長を置く。会長は、委員の互選によってこれを定め、会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。」となっております。

職務代理者については、会長選出後、会長に指名していただきたいと考えております。

それでは、会長は委員の互選で定めるということでもありますので、これにつきまして、御意見がありましたらお願いいたします。

●村瀬委員

社会福祉協議会会長の小川委員にお願いしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

●渡辺(玲)委員

私も小川委員が適任かと思えます。

●事務局

ただいま、村瀬委員と渡辺委員から、会長には小川禎一委員にお願いしてはどうかという御意見がありました。委員の皆様、いかがでしょうか。

「異議なし」の声

ありがとうございます。

それでは、小川委員に会長をお願いしたいと思います。

会長席を御用意しておりますので、小川委員、席の移動をお願いいたします。

それでは、ここで、小川会長から一言、御挨拶をいただきたいと思えます。

●小川会長

小川会長 挨拶

●事務局

ありがとうございました。

これより、議事に入りますが、ここで、議事運営につきまして、お願いを申し上げます。

会議での発言方法についてでございますが、会議で発言していただく際には、必ず、挙手をしていただき、会長の指名を受けた後、係の者がマイクをお持ちいたしますので、マイクを通じて御発言をしていただくといった形をお願いしたいと存じます。

それでは、この後の会議の進行は、小川会長にお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

6 議事（1）会議の公開について

●小川会長

これからは、私の方で会議の取り回しをいたしますので、よろしく願いいたします。

まず、先ほど、事務局から説明がありました職務代理者を指名させていただきます。

職務代理者には、村瀬委員にお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、議事（1）の「会議の公開について」とありますが、会議の冒頭で既に会議を公開することについて、委員の皆様方から御了承を得られていますが、議題とする必要はありますか。

●事務局

会議を公開にして、傍聴の方に入室していただくといったことだけでなく、他に決めていただきたい事項もございますので、議題として取り上げていただきたいと思えます。

●小川会長

そういうことでありましたら、次第にあるとおり、「会議の公開について」を議題といたします。

では、事務局から説明してください。

[議事（１）会議の公開について事務局から説明]

●小川会長

ただ今、事務局から説明がありました。会議の公開については、既に公開することに皆さん御了承いただいておりますが、それ以外について、何か御意見、御質問はございますか。

[特になし]

特に御意見等もないようですし、会議録の公表に向け、会議録の正当性を認めるためにも、会議録署名委員を決める必要があるということです。ここで、会議録署名委員の指名をしたいと思えます。

本日の会議の会議録署名委員は、座席順に高橋委員と渡辺委員にお願いしたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

6 議事（２）避難行動要支援者名簿の掲載要件について

●小川会長

続きまして、議事（２）「避難行動要支援者名簿の掲載要件について」を議題とします。
事務局から説明してください。

[議事（２）避難行動要支援者名簿の掲載要件について事務局から説明]

●小川会長

ただ今、事務局から説明がありました。

事務局へ確認なのですが、要援護者とか要配慮者とか要支援者とか、同じような用語が入り混じっていて、なかなかすんなりと理解できないのですが、災害対策基本法の改正に対応するため、現在清須市が運用している災害時要援護者の名簿制度から避難行動要支援者の名簿制度に変わるということではなかったですか。

●事務局

要援護者、要配慮者、要支援者の関係については、資料３の右上にある「３災害時要援護者、要配慮者・避難行動要支援者の比較」の図をもう一度御覧ください。

高齢者、障害者、乳幼児などの災害時に特に配慮が必要な方について、災害対策基本法の改正前は「災害時要援護者」、災害対策基本法の改正後は「要配慮者」として、そして「要配慮者」の中でも自ら避難することが困難で避難に支援を必要とする方を「避難行動要支援者」と定義しています。

「災害時要援護者」と「要配慮者」の対象となる方は、ほぼ同じであると理解していただいて構わないと考えております。

続きまして、資料３の右下にある「４清須市災害時要援護者登録台帳と避難行動要支援者名簿の比較」を御覧ください。

現在、清須市が運用している「災害時要援護者登録台帳制度」に掲載している方は、70歳以上の

ひとり暮らし高齢者や身体障害者手帳1級から3級、療育手帳A判定の方など、一定の要件を満たす災害時要援護者の中から、災害時において避難等の支援を希望する方のうち、消防や警察、民生委員や自主防災組織・町内会などの地域で支援をしていただく方への情報提供に同意していただいた方のみとしています。

一方、避難行動要支援者名簿に掲載する方は、高齢者や障害者などの要配慮者の中から、要介護状態区分や障害区分、家族の状況等を考慮して、清須市が定めた掲載要件を満たす方で、災害時要援護者登録台帳制度も避難行動要支援者名簿も掲載対象者は、災害時等の避難に支援が必要である方という点に変わりありませんが、避難行動要支援者名簿については、平時からの情報提供に対する同意の有無に関わらず名簿に掲載するという点が大きく異なります。

●小川会長

ただ今、事務局から災害時要援護者の名簿制度から避難行動要支援者の名簿制度に変わるという説明をもう一度してもらいましたが、委員の皆様方よろしかったでしょうか。

●高橋委員

避難行動要支援者名簿への掲載要件を設定することだが、条例とか要綱で定めるのか。

●事務局

条例等で定めるのではなく、地域防災計画の中で示していくことになります。

●高橋委員

周知はどのように行っていくのか。

●事務局

手帳を交付する際や広報などを通して、広く周知していきます。

●渡辺（玲）委員

療育手帳B判定は対象外となるのか。

●事務局

これまでの災害時要援護者登録台帳制度では、ご本人からの手上げ方式で名簿を作成していましたが、避難行動要支援者名簿制度では要件を満たす全ての方の名簿を作成することになるため、いたずらに要件を広げるのではなく、必要最低限の範囲を定めたいと考えております。

ただし、設定した要件から漏れた方であっても、ご本人から避難行動要支援者名簿への掲載を求める方などについては、柔軟な対応をしていきます。

●渡邊（博）委員

ひとり暮らし高齢者などの情報などは、我々が把握している状況と災害時要援護者台帳の情報と相違がある場合があるが、名簿の情報はどのように更新するのか。

●事務局

住所等の情報については年2回程度更新を行っておりますが、ひとり暮らし高齢者といった情報については、民生委員の方々の御協力を得て、実態把握に努めております。

●村瀬委員

いま、事務局から説明がありましたが、我々がひとり暮らし高齢者のお宅を訪問していますが、お会いすることができない方も非常に多くなってきているということをご理解いただきたい。

●伊神委員

妊婦や乳幼児を抱えたお母さん方も避難の支援が必要であるため、避難行動要支援者名簿の要件に加えることを要望したい。

●小川会長

要望ということで伺いましたので、事務局は承知してください。

6 議事（3）避難行動要支援者名簿の整備方法について

●小川会長

続きまして、議事（3）「避難行動要支援者名簿の整備方法について」を議題とします。
事務局から説明してください。

[議事（3）避難行動要支援者名簿の整備方法について事務局から説明]

●小川会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、これについて、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

●高橋委員

身体障害者福祉協会にも名簿を提供してもらいたい。

●小川会長

要望ということで伺いましたので、事務局は承知してください。
本日出席の保健所、警察署、消防署の委員からは何かありますか。

●近藤委員

災害対策基本法の改正により、難病患者の方についても要配慮者として位置づけられたが、身体能力、判断能力、災害時等の情報取得能力などは、個々でその特徴は異なる。

身体障害者手帳等を持っている方もいればもっていない方もいる。

今回の法改正により、難病患者の方の情報については、市町村からも求めに応じて情報提供できるようになったため、協力できることについては協力していきたい。

●中島委員

災害が発生した場合などには、全国から応援部隊が来てもらえることになる。
応援部隊は、この辺りの地理に不案内であるので、名簿に地図情報もあると非常に助かる。

●大西委員

救急要請があった場合には、清須市が行っている緊急通報システム事業の名簿を活用しており、災害時要援護者の名簿は活用していないという現状です。

●小川会長

他にご意見、ご質問等はありませんか。
それでは、これで議事（3）を終わります。
以上で、本日予定されていた議事は全て終了いたしました。
事務局から何かありますか。

●事務局

本日、委員の皆様方からいただいたご意見等を踏まえ、次回の会議で避難行動要支援者名簿の要件等を定めたいと思いますので、よろしく願いいたします。
平成29年1月下旬を予定しております。

●伊神委員

その頃は、次年度の町内会役員選出等で忙しい時期になり、出席は難しいかもしれない。

●事務局

承知しました。会議の日程につきましては、1月下旬で決定というわけではありませんので、皆様方のご都合を調整して決定し、ご連絡いたします。

●小川会長

それでは、これをもちまして、第1回清須市避難行動要支援者名簿整備検討会議を終了します。
どうもありがとうございました。

問合せ先

健康福祉部 社会福祉課

電話 052-400-2911（内線4084）